

## 企画競争実施の公示

令和 8 年 3 月 1 1 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 豊口 佳之

次のとおり、提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 防災通信ネットワークセキュリティ監視業務
- (2) 業務内容 本業務は、四国地方整備局防災ネットワークにおいて、情報資産および情報システムを常に安全な状態に維持し、外部・内部からの脅威を未然に防止するとともに、インシデント等の発生時に迅速な対応を行うことで業務の継続性を確保することを目的とする。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に基づく再申請の手続きを行った者を含む。）であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (4) 本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として提案書を提出しようとする場合の構成員でないこと。
- (5) 下記に示される同種又は類似業務について、平成28年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
  - ・ 同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した防災に関する情報通信ネットワークを監視する業務
  - ・ 類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した情報通信ネットワークを監視する業務
- (6) 香川県内（島しょ部を除く）に本店、支店・営業所等があること。
- (7) 配置予定技術者（管理技術者）については、下記の何れかの資格を有すること。
  - ・ 技術士（情報工学部門）

- ・ 技術士（電気電子部門）
  - ・ 情報処理安全確保支援士
  - ・ 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
  - ・ 情報処理技術者試験（IT サービスマネージャ）
  - ・ 基本情報技術者資格、応用情報技術者資格、情報セキュリティマネジメント試験のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者
  - ・ 工事担任者（総合通信または第一級デジタル通信）のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者
  - ・ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者
- (8) 配置予定技術者（管理技術者）については、下記に示される同種又は類似業務について、平成28年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
- ・ 同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した防災に関する情報通信ネットワークを監視する業務
  - ・ 類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した情報通信ネットワークを監視する業務
- (9) 提案書等の提出期限日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 発注者から直接説明書を交付された者であること。
- (12) 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を担当部局へ提出し、見積書の提出期限までにその同意を得ていること。
- なお、競争参加資格等の確認結果の通知をもって、同意又は不同意と見なす。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号  
国土交通省四国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係  
TEL：087-851-8061  
メールアドレス skr-be.kobai@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間及び方法

##### 1) 交付期間

令和8年3月11日から令和8年4月2日まで（休日を除く）

##### 2) 交付方法

交付を希望する者には、原則として電子メールにより交付を行う。

(3) 提案書の提出期限及び方法

- 1) 提出期限 令和8年4月3日 16時00分
- 2) 提出方法 原則として電子メールにより提出すること。

(4) 提案書に対するヒアリングの有無

提出された提案書についてヒアリングを実施する。

(5) ヒアリングの日時及び場所

- 1) ヒアリング日時  
令和8年4月9日
- 2) ヒアリング場所  
Microsoft Teams を用いたテレビ会議とする。

4. その他

(1) 本手続きで使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報の入手窓口

上記3.(1)に同じ。

(3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された提案書は、無断で二次的使用を行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 提案書の提出者は、提案書の作成にあたって、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行っていない。

(7) 資本関係又は人的関係のある複数の者が提案書を提出することは認めない。

(8) 企画競争の結果、提案書が特定された場合であっても、会計法令に基づく契約手続の完了までは国との契約関係を生じるものではない。

(9) 詳細は、説明書による。